

<前頁より>「今回のテーマの“絆(きずな)”とは、両方からお互いに半分ずつ糸を出し合って結び合わせて、“絆”が出来る。片方だけが頑張っても“絆”は出来ない。お互いに良い関係の糸を伸ばしあって結び合わせることが大切だ。」と述べられました。コーディネーターとして色々な場面で、思いやりのあるやさしい助言をされていたのがとても印象に残りました。

二日目 11月6日(日)

天皇陛下のご名代として皇太子殿下のご臨席を仰ぎ、静粛な雰囲気の中、おごそかに式が始まりました。皇太子殿下からのお言葉は、私たち障がいのある子供を持つ親たちにとって、心からの慈しみとやさしさが伝わるお言葉で満ちており、そのねぎらいに皆さんが感無量となり涙を流されていました。

その後、全体会「被災地からの報告」がありました。
*障がい者は何もできない訳ではない。
*障がい者を中心とした社会を作っていけないといけない。
*人間というのは物を失うと、心までも失ってしまう。
*笑顔だけは決して失ってはいけない。
という言葉が印象的に残りました。

その他、今回の大震災に対する全日本育成会への皆様からの義援金・支援金が総額8951万8253円(9月30日現在)となったことが報告されました。被災された方の少しでも力になればという、私たち親の会の気持ちがこのような大きな金額になり、仲間同士の力強さと共に、これで終わりと思わず、これからも何ができるかを継続していかなければいけないと思いました。

大会の最後の時間になりましたが、雰囲気が一変して華やき、歌手の今井絵理子さんが登場してトーク&ミニライブが始まりました。座席の私たちも本人さんに負けない位、親たちも汗を流すぐらいのノリノリ参加のライブとなりました。今井さんのトークを聞いても同じ痛みの分かる親同士、すぐ打ちとけます。若いお母さんなのに、障がいのあるわが子と真正面から向き合って受け入れてすごいなあと感心しました。

今回の大会に参加して、私たちは現実をきびしく見つめること、そして次にどうして行けばよいのかを教えられました。被災地の皆さんたちの新しい生活が早く落ち着かれることを祈りつつ帰路につきました。

障害者自立支援法の一部改正にむけての状況 (相談支援体制の充実)

10月末に厚生労働省より、次年度の障害福祉サービスについての見通しが説明されています。その中で表題の法律の一部改正についても触れられています。その項目中に「相談支援体制の充実などについて」という内容が含まれています。

主なところでは、相談支援については対象となる方すべて(入所施設などをはじめ、障害福祉サービス事業所の利用者なども含む)に「計画相談支援」を導入することでその充実をはかるとしており、来年度より段階的に拡大して平成26年度までには、(必要とする)すべての対象者に実施するとなっています。

すなわち、障害福祉サービスを利用するうえで、まず「相談支援専門員」が「サービス等利用計画」の作成をおこないます。そして実際にサービス提供をおこなう事業所では、サービス管理責任者(サビ管)がその「サービス等利用計画」における総合的な援助方針をふまえて、事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討をおこない、いわゆる「個別支援計画」を作成しなければならないこととされています。

また、モニタリング(計画の遂行状況確認作業)期間<案>についても、利用している障害福祉サービス内容によってそれぞれ設定されており、例えば障害者支援施設入所者ならば6ヵ月に1回実施(例外として新規あるいは変更決定によりサービス内容が著しく変動があった人には3ヵ月間は毎月実施)などと設定しています。

これは、ケアマネジメントの手法を効果的にすることが目的であり、介護保険でいうところのケアプランをもととした一連の支援計画の内容に近いものといえそうです。

そのため、今後サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大が見込まれ、合わせて地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の創設も踏まえると、相談支援の提供体制の整備が重点事項となります。そこで相談支援従事者研修の実施主体の拡大および民間団体の相談支援事業者の活用についての通知を各都道府県に出されています。

さらには基幹相談支援センターの設置についても触れています。これは地域の相談支援の拠点として、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着にかかる役割をイメージしています。さらには、後述する自立支援協議会での事務局機能も兼ねることで、地域の相談支援体制等に関するネットワークを活用しながら、その役割を強化することも狙いとしてあります。<次頁へ>